

「夢追人 吉田沙保里大賞」表彰要領

吉田沙保里賞実行委員会

(目 的)

- 1 この要領は、世界的なアスリートである吉田沙保里氏に続くジュニアアスリートの育成・強化を目的とし、国際大会もしくは全国大会において優秀な成績を収めるとともに、明るい話題を提供し、今後も更なる活躍が期待できるジュニアアスリート及びその指導者に対し、その栄誉を讃え表彰する。

(表彰事項)

- 2 表彰の名称は、「夢追人 吉田沙保里大賞」とし、吉田沙保里賞実行委員会会長（三重県知事）が、次に掲げる区分により表彰を行う。
 - (1) 全国枠 …… 若干名
 - (2) 県内枠 …… 若干名

(対 象 者)

- 3 対象者は、小学生、中学生、高校生アスリート及びその指導者とする。

(選考基準)

- 4 選考基準は、次のとおりとし、その中から特に大会実績が顕著であり、将来有望な選手及びその指導者を対象とする。
 - (1) オリンピック競技大会、世界選手権大会、国民体育大会における正式競技種目であり、権威ある国際大会もしくは全国大会において輝かしい成績を収め、本県ジュニアアスリートに夢と感動を与えるもの。
 - (2) その他、吉田沙保里賞実行委員会会長（三重県知事）及び吉田沙保里氏が特別に認めたもの。

(表彰概要)

- 5 表彰概要は、次のとおりとする。
 - (1) 表彰は、表彰状及び副賞を授与する。

(被表彰者の選考)

6 被表彰者は、吉田沙保里賞実行委員会において選考する。

(表彰事務)

7 表彰に関する事務は、地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局において行う。

(その他)

8 この要領の実施に関し、必要な事項はその都度、別に吉田沙保里賞実行委員会会長（三重県知事）が定める。

(附 則)

この要領は、平成26年7月24日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成28年12月2日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成30年9月26日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和元年 9月17日から適用する。